

ハンセン病回復者における「社会復帰」とは いかなる実践であったのか

療養所退所者自助グループメンバーへの聞き取り調査から

延 桂史

私は幼い頃からハンセン病裁判の支援をしていた父に連れられハンセン病療養所を多く訪れ、当事者と直接交流してきた。そのなかで、療養所を退所することは、当事者の間では「社会復帰」という言葉で呼ばれていることを知った。しかし、彼らの中には療養所に入所していながらも、語り部活動を積極的に行い、療養所外とのつながりを持っている回復者らがいる一方で、退所してもなお、社会の偏見におびえながら生活している回復者もいる。このことを受けて、私は療養所を退所することが「社会復帰である」と一概には言えないのではないかという疑問を抱いた。この理由から本稿では、ハンセン病回復者にとっての「社会復帰」の意味について焦点を当てた。

第1章では先行研究の分析と本稿の視点を検討した。2001年に判決が確定した「らい予防法国家違憲賠償訴訟」では療養所退所者が社会で経験した困難や葛藤に光が当てられることはほとんどなかった。

このことを受けて、特に社会学の分野で、それまで主流であった歴史学的研究とは異なり、療養所退所者1人1人の個別性からハンセン病問題を問い直す研究が行われるようになった。その代表的な論考に蘭由岐子(2004)と指田百恵(2005)によるものがある。そこでは、療養所退所者が社会生活においても「ハンセン病罹患経験を隠さなくてはならない」という意識を持ち、病歴を隠蔽し続けながら生活していることが論じられた。

しかし、療養所退所者が経験した生の個別性を検討していくうえで重要な事はそうしたジレンマを明らかにしていくと同時に、彼らとその過程で得た達成感や充実感に焦点を当てることなのではないだろうかと思はれた。

このように退所者の経験のポジティブな面に焦点を当てた研究に坂田勝彦(2008)によるもの

がある。坂田は「退所者たちが多様なジレンマを抱えながらも社会で生活することにこだわったのはなぜか」という疑問を抱き、「その疑問を考えるには彼らが遂行してきた〈隔離〉に抗う実践という視点が重要になる」としている(坂田 2008:50)。彼は療養所退所後、教会仲間に病歴を打ち明けた S さんの経験から「ハンセン病回復者における『社会復帰』とは隔離に抗う実践であった」(坂田 2008:51)と述べている。

しかし、彼らが社会で生きることにこだわった理由は隔離政策から解放され社会で自由に生活できる喜び、あるいは1人の人間として社会に参加し、周りから生活者として認められることによって獲得する達成感や充実感といった感情から生まれてくるものではないだろうか。そして、そうした感情は必ずしも隔離に抗っていなかったとしても、得ることができるものではないかという疑問を持った。

こうした問題意識から本稿では以下3つのことを目的とした。1つは「彼らが社会で獲得した達成感や充実感は一切どういったものであったか」を理解していくこと。2つ目が「療養所退所＝社会復帰」という考え方について、退所者の多様な経験を描くことによって再検討すること。3つ目はマイノリティの人々が主体的に生きていくために必要な条件・環境を明らかにしていくことである。そして、最終的に「ハンセン病回復者にとっての『社会復帰』とはいかなる実践であったのか」を療養所退所者の主観的世界に即して理解していく。研究方法としてはライフヒストリー分析を用いて、療養所退所者による自助グループ「いちょうの会」に所属する3人のメンバーから計22時間の聞き取りを行った。

第2章から第3章では、ハンセン病の歴史と療養所退所を巡る歴史的経緯を考察した。ハンセン病の歴史については、終生隔離政策のきっかけとなった「らい予防法」の成立、断種・墮胎や強制労働など療養所内での生活などの概要を述べた。療養所退所を巡る歴史的経緯については初めて国が療養所の退所基準を定めた「退所決定暫定準則」や初めて法律に退所規定を明記した沖縄の「ハンセン氏病予防法」などの概要について述べた。

第4章から第6章では、今回調査で聞き取りした男性3人の語りを中心に、発症から療養所入所に到るまでの経緯、「病歴を隠すこと」「療養所の知り合い・地域住民の人と会うことを避けること」などの療養所を退所後に経験した困難や葛藤だけではなく、そうしたジレンマを抱えながらも社会で「仕事を経験すること」「同じ経験を持った仲間と出会うこと」「地域行事に参加すること」「社会運動に参加すること」などを通して彼らが主体性や他者との関係性、自分らしさというものを獲得していったことを明らかにした。

結論では、もう一度本稿の問題意識に立ち戻り、先述した3つの目的を検証していった。今回聞き取りした男性3人は療養所で行っていたものとは異なる仕事を経験すること、同じ経験を持

った仲間と出会うこと、人間回復を果たすために裁判の原告となり国家という権力に立ち向かっていったことを通して、それまで以上の主体性を獲得していった。彼らが社会生活をすることで得た達成感や充実感はそうしたプロセスのなかで、現れてくるものであった。そうしたポジティブな側面に焦点を当てる事で本稿は、彼らにとって「社会復帰」とは療養所の生活とは異なる新たな世界を創造していく実践であったことを明らかにした。これが第1の目的であり、最終の目的でもあった。また、当事者の間では「療養所退所＝社会復帰」という意味で「社会復帰」という言葉が使われることが多いが、彼らは社会に出て、必ずしも差別に抗っていなかったとしても療養所の生活とは異なる変化を経験すること、あるいは他者との関わりを持つことでそれまで以上の自分らしさを獲得していった。この理由から、療養所を退所するということは彼らが「社会復帰」していくための1つの手段に過ぎないのではないかと私は考えた。これが第2の目的であった。そして、彼らが主体性を獲得していくにはいちょうの会のような、同じ経験を持つマイノリティの人々が集団となることでエンパワーしていく環境が必要不可欠であることを明らかにした。これが第3の目的であった